

# 熱中症予防管理者研修

作業管理者・労働者の教育

6月・7月 開催決定

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、重症化して死亡に至る事例も後を絶たない状況にあり、熱中症に関する改正労働安全衛生規則が、令和7年6月に施行されています。また、多くの災害事例で、熱中症予防のための労働衛生教育の実施が確認できなかったことなどから「職場における熱中症予防基本対策要綱（令和3年4月20日付け基発0420第3号）」において、労働者を高温多湿作業場所で作業に従事させる場合は、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が適切に実施されるよう、**作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ労働衛生教育を行うことが定められています。**

この機会に是非受講をご検討ください。

講習終了時「熱中症予防管理者研修」修了証を交付します。

令和8年「STOP! 熱中症クールワーク  
キャンペーン」こちらから▶



**受講対象** 事業者、衛生管理者、安全衛生推進者、職長や高温多湿作業場に従事する労働者など

**講習科目**

1. 熱中症対策について 神奈川労働局 説明
2. 熱中症の症状（熱中症の概要・職場における熱中症の特徴など）
3. 熱中症の予防方法（暑さ指数、作業管理、健康管理など）
4. 緊急時の救急処置（緊急連絡網の作成及び周知など）
5. 熱中症の事例

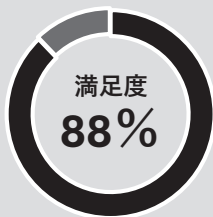
**講習日時** 2026年6月2日(火) 9:00~12:55 ★申込受付中 ※開催場所：当協会(下記住所)  
又は  
2026年7月8日(水) 9:00~12:55 ★申込開始日：4月20日(月)~

**受講料** 会員 受講料：6,050円 テキスト：1,760円 合計：7,810円（消費税込） Web申込割引  
一般 受講料：9,350円 テキスト：1,760円 合計：11,110円（消費税込） 300円あります。

昨年受講いただいた方にアンケートを実施いたしました。

講習について、全体の約8割以上の方に「非常に満足」「満足」と回答をいただきました。

**熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に罰則付きで義務化されました。**



前半では、神奈川労働局より熱中症に関する労働安全衛生規則の改正内容についての説明。後半では、テキストに沿いながら主要なポイントを押さえた、より充実した講義内容となっています。



内容も分かり易く、講師の方の話し方、スピードもちょうどよく理解しやすかった

対策例が分かって良かった、職場に共有・展開したい



お申込み  
お問い合わせ

(公社) 神奈川労務安全衛生協会

横浜市中区相生町3-63 (JR関内駅下車北口より徒歩5分)

TEL. 045-662-5965

<https://roaneikyo.or.jp>

神奈川労務安全

